



環政第635号
令和4年8月29日

南部広域行政組合
理事長 古謝 景春 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について

令和4年5月9日付けで送付されたみだしの環境影響評価方法書について、沖縄県環境
影響評価条例第10条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述
べます。

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター及び島尻環境美化センターの施設の老朽化を背景に、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、当該3施設を一元化した新たなごみ処理施設を整備することを目的としている。

本事業実施区域周辺には、学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設や住居が存在している。また、周辺の沿岸域は、「自然環境の保全に関する指針」において評価ランクⅠ（自然環境の厳正な保護を図る区域）となっていることから、生活環境及び自然環境の保全に積極的に取り組む必要がある。

さらに、本事業実施区域は、沖縄戦跡国定公園に隣接していることから、景観に対して十分な配慮が必要である。

以上を踏まえ、下記に示す事項について、方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、環境への負荷を可能な限り低減することにより、地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。

加えて、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 事業計画について

- (1) 夜間照明、各施設における騒音等の発生源となる設備機器の位置を平面図、断面図等を用いて詳細に示すこと。
- (2) 給排水計画について、プラント排水等は全量循環再利用の計画としているが、給排水全体の水収支が不明であることから、施設別の給排水量及びフロー図を示すこと。
- (3) 供用後の雨水排水計画について、雨水排水経路が不明なことから、側溝等の雨水排水設備の位置、雨水の流れ、雨水貯留槽の容量を示すこと。
- (4) 廃棄物運搬車両走行計画について、施設への廃棄物運搬車両走行ルートは、国道331号及び町道具志頭川平良線を想定しているが、各道路での1日当たりの廃棄物運搬車両の走行台数、車種（大型車、中型車等）が不明であることから、これらを示すこと。
- (5) 本事業は、熱回収施設の設置を計画していることから、余熱利用計画を示すこと。
- (6) 緑化する位置、面積、使用する樹種を明らかにした緑化計画を示すこと。なお、緑化計画の検討に当たっては、八重瀬町景観計画との整合を図り、植栽には在来種を使用するなど地域の生態系保全に配慮すること。
- (7) 悪臭による生活環境への配慮への取り組みを明らかにするため、施設及び廃棄物運搬車両からの悪臭対策を示すこと。

2 工事計画について

- (1) 月ごとの工事工程、工種を示すこと。また、運搬車両（資機材、廃棄物）の進入路を整備する計画としていることから、工事工程の項目に進入路の整備工事を追加すること。
- (2) 建設機械稼働計画（機械の種類、稼働台数、稼働位置、稼働期間）を示すこと。
- (3) 切土・盛土箇所が明らかにされていないことから、以下を踏まえ造成計画を示すこと。
 - ア 切土、盛土箇所、掘削深度、盛土高の平面図
 - イ 計画地盤高について、現地盤高との変化がわかる断面図
 - ウ ボーリング柱状図
- (4) 資機材搬入計画について、「1 (4) 廃棄物運搬車両走行計画」と同様に、資機材運搬車両の走行台数、車種（大型車、小型車等）を示すこと。
- (5) 赤土等流出防止計画について、各工事工程における裸地面積、集水面積、赤土等流出防止施設の配置、設置する沈殿池の容量を示すこと。
- (6) 夜間工事の計画がある場合は、使用する照明の台数、配置及び種類を示すこと。

3 環境影響評価項目の選定について

工事の実施及び施設の存在により、雨水の流出係数が変化し、水象への影響が考えられることから、水象を環境影響評価項目として選定し、本事業実施区域周辺における表流水及び地下水の流出箇所や流量への影響について、調査、予測及び評価すること。

4 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 予測時期を「工事による影響が最大となる時期」又は「事業活動が定常状態となる時期」としているが、設定した予測時期の根拠を示すこと。
- (2) 施設の存在及び供用時において、夜間照明による陸域生物、海域生物、生態系及び景観への影響について調査、予測及び評価すること。なお、夜間工事の計画がある場合は、同様に調査、予測及び評価すること。
- (3) 国道 331 号及び町道具志頭川平良線から本事業実施区域への運搬車両（資機材、廃棄物）の進入路を整備する計画とし、詳細な進入ルートは今後検討するとしている。進入路の工事は、本事業の目的達成のために行うため、一連の事業として捉える必要があることから、進入路の工事の実施、存在及び供用時に伴う環境への影響について、調査、予測及び評価すること。なお、検討する進入ルートは複数案設定し、各進入ルートの環境影響評価を行い、環境への影響を回避・低減する進入ルートを選定すること。
- (4) 環境影響評価の実施に係る地域特性については、気候変動により将来的にも様々な影響を受けるおそれがあることから、「気候変動影響評価報告書（環境省）」、「気候変動監視レポート（気象庁）」等の最新の知見の収集に努め、当該知見を反映した事業や環境影響評価の実施を検討すること。
- (5) 環境影響評価を行うなかで、評価項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合は、調査地点及び調査時期の追加など、詳細な調査を検討すること。

5 選定した環境影響評価項目について

(1) 大気質について

ア 本事業実施区域及びその周辺は、起伏のある地形となっていることから、予測で用いる大気拡散式（プルーム・パフモデル）の現況再現性を検証すること。再現性が低い場合は、三次元シミュレーションモデル等の他の大気拡散モデルでの予測方法を選定すること。

イ 国道 331 号沿道には高等学校、集落があり、南城市側からの運搬車両（資機材、廃棄物）の走行により影響を受けるおそれがあることから、国道 331 号沿道（南城市側）の調査及び予測地点の追加を検討し、追加しない場合はその理由を示すこと。

(2) 騒音、振動について

大気質同様、国道 331 号沿道には高等学校、集落があり、南城市側からの運搬車両（資機材、廃棄物）の走行により影響を受けるおそれがあることから、調査及び予測地点の追加を検討し、追加しない場合はその理由を示すこと。

(3) 低周波音について

建設機械の稼働に伴う低周波音の発生により影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働に伴う低周波音について、調査、予測及び評価を検討すること。

(4) 悪臭について

ア 大気質の状況の調査地点として選定している港川公民館（周辺集落代表地点）も調査地点に追加すること。

イ 供用時においては、本事業実施区域西側の具志頭城址、具志頭浜の利用者への影響が考えられることから、調査及び予測地点に追加すること。

ウ 大気質同様、国道 331 号沿道には高等学校、集落があるため、国道 331 号沿道（南城市側）の調査及び予測地点の追加を検討すること。また、予測で用いる大気拡散式の現況再現性を検証し、必要に応じ他の大気拡散モデルを選定すること。

エ 予測時期について、事業活動が定常状態となる時期としているが、季節や気象条件により悪臭の影響範囲は異なることから、高等学校、集落への悪臭の影響については、季節や気象条件を踏まえ、影響が最大となる時期も選定すること。

(5) 赤土等による水の濁り、水の汚れについて

ア 本事業実施区域南西方向の沿岸域には、カサノリ類の生育地があることから、海域の濁りの状況、赤土等の堆積状況及び海域の水質の数値シミュレーション予測範囲に、カサノリ類の生育地を含めること。

イ 本事業実施区域周辺の沿岸域は、サンゴ礁原が広がっていることから、サンゴ礁原への影響が考えられる。サンゴ礁原内での影響を的確に把握できる地点として選定した調査及び予測地点について、サンゴ礁原への影響を的確に把握できるとした根拠を

示すこと。

(6) 地形・地質について

廃棄物処理施設の存在に伴い地形・地質が改変され、本事業実施区域の重要な地形・地質に影響を及ぼす可能性があるとして、廃棄物処理施設の存在を影響要因に選定しているが、工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）も地形・地質への影響が考えられることから、影響要因に造成等の施工による一時的な影響を追加し、調査、予測及び評価すること。

(7) 陸域生物（植物）について

ア 陸域植物の調査において、「沖縄県対策外来種リスト（令和3年3月更新）」の重点対策種を確認した場合の防除対策を検討、実施すること。

イ 植生自然度の区分基準について、「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について（平成28年 環境省自然環境局生物多様性センター）」を基に判定すること。

(8) 陸域生物（動物）について

ア 陸域植物同様に、重点対策種の防除対策を検討、実施すること。

イ 本事業実施区域及びその周辺の地質は琉球層群段丘石灰岩（固結堆積物）砂質石灰岩からなっており、地下には洞穴が形成されていることが多いとしているが、その場合、重要な洞穴生物が生息している可能性があることから、環境影響評価を行う過程において、洞穴生物への影響が考えられる場合は、洞穴生物について調査、予測及び評価すること。

ウ 本事業実施区域の西側（具志頭城址周辺）は、鳥獣保護区の指定が計画されていることから、選定した環境影響評価項目の調査、予測結果を踏まえ、鳥類への影響が考えられる場合は、調査及び予測地点に具志頭城址周辺を追加すること。

(9) 海域生物（植物、動物）について

ア 本事業実施区域前面の砂浜は、ウミガメ類の産卵地となる可能性があり、夜間照明によりウミガメ類の産卵及び孵化へ影響を与えるおそれがあることから、調査、予測及び評価を検討すること。

イ 本事業実施区域の南西方向の沿岸域には、カサノリ類の生育地があることから、カサノリ類の生育地の調査を行うこと。また、赤土等による水の濁り、水の汚れの調査、予測結果を踏まえ、カサノリ類への影響について、予測及び評価すること。

ウ 「(5)赤土等による水の濁り、水の汚れについてのイ」と同様に、選定したサンゴ礁原内の調査及び予測地点について、海域生物への影響を的確に把握できるとした根拠を示すこと。

(10) 景観について

本事業実施区域に隣接し、沖縄戦跡国定公園の具志頭園地（海浜地域）に指定されている具志頭浜の調査及び予測地点について、東屋のある地点から本事業実施区域を視認できないことから、視認できる地点を選定すること。なお、選定に当たっては、具志頭浜の利用者の利用状況も踏まえること。

(11) 人と自然との触れ合い活動の場について

ア アクセス特性の変化については、今後検討する進入路による影響も予測、評価すること。

イ 本事業実施区域に隣接し、沖縄戦跡国定公園の具志頭園地（海浜地域）に指定されている具志頭浜について、調査及び予測地点に追加すること。

(12) 温室効果ガス等について

ア 管理棟の利用に伴って発生する温室効果ガスについても予測、評価すること。

イ 廃棄物運搬車両の走行に伴って排出される温室効果ガス等についても、現行と供用時を比較し、評価すること。